

2023年3月

## Contents

- I. 【メキシコ】USMCA に由来する輸入規制
- II. 【シンガポール】会社等におけるバーチャル／ハイブリッド方式の会議を可能にする法改正

## I. 【メキシコ】USMCA に由来する輸入規制

### 1. はじめに

2023年2月17日、メキシコ経済省 (*Secretaría de Economía*) は労働社会福祉省 (*Secretaría del Trabajo y Previsión Social* (通称「STPS」)) による輸入規制 (以下「強制労働輸入規制」という。) に関する公表 (以下「強制労働輸入告示」という。) をした<sup>1</sup>。強制労働輸入規制は2023年5月18日より施行される。本稿では、強制労働輸入規制について解説する。

### 2. 背景

強制労働輸入規制は米国・メキシコ・カナダ協定 (通称「USMCA」または「T-MEC」) の労働に関する定め由来のものである<sup>2</sup>。具体的には、USMCA の 23.2 条 3 項は USMCA の労働に関する定めを遵守して生産された物品のみが輸出入の対象になることを締結国の目標としており、USMCA の 23.6 条は「強制労働 (*Forced or Compulsory Labor/Trabajo Forzoso u Obligatorio*)」の結果として生産された物品の輸入を禁止すべきとするとともに、かかる禁止の実効性確保のための措置を要求している。このような USMCA の定めを踏まえて強制労働輸入規制は定められるに至った。

<sup>1</sup> 告示の原文は[こちら](#)で確認可能である。

<sup>2</sup> 強制労働輸入告示の前文。なお、USMCA の労働に関する定めは[こちら](#)で確認可能である。また、USMCA については[こちら](#)を参照されたい。

### 3. 規制の概要

強制労働輸入規制はメキシコへの物品等の輸入に適用される<sup>3</sup>。適用対象となる物品等は一般輸出入税に関する法律([Ley de los Impuestos Generales de Importación y de Exportación](#))1条に列挙されたものであり、きわめて多種かつ広範な物品が適用対象となる<sup>4</sup>。「強制労働」の結果生産された物品等の輸入が規制される<sup>5</sup>。具体的には、STPS が物品の生産における「強制労働」の存在を認める決議をしていないことが輸入の条件となる<sup>6</sup>。

STPS は自らまたは個人もしくは法人による要求を受けて「強制労働」の存在を確認するための手続を開始することができる<sup>7</sup>。メキシコに輸入される物品等が「強制労働」の結果として生産されているかどうかについては当然にメキシコ国外である生産地等での調査が必要であるところ、STPSは外国の労働当局等との協定に基づき当該当局の協力、具体的には現地における「強制労働」の存在の調査等を要請することができる<sup>8</sup>。STPSは手続開始から約180営業日以内に「強制労働」の存在についての決議をする<sup>9</sup>。STPSは「強制労働」の存在を認める決議をした場合には、そのウェブサイトにおいてかかる決議を公表する<sup>10</sup>。このような決議および公表に関連する物品のメキシコへの輸入が禁止されることになる<sup>11</sup>。

### 4. 「強制労働 (Forced or Compulsory Labor/Trabajo Forzoso u Obligatorio)」とは

「強制労働」はILOの *Forced Labour Convention* の2条1項で定める「処罰による脅威の下でなされた任意に提供されたのではない労務提供」であり、未成年者による強制された労働も含む<sup>12</sup>。「強制労働」の定義は必ずしも明確ではなく、今後の運用を見守る必要がある。

### 5. 強制労働輸入規制の重要性

強制労働輸入規制は公表されて間もなく、また未施行であることもあり、不明な点が少なくない。上記のとおり、USMCAを背景に導入された規制ではあるが、その適用対象は締結国である米国およびカナダからの輸入のみならず他の法域からの輸入も含まれるものと思われる(少なくとも強制労働輸入告示上は締結国からの輸入に制限されていないようである)<sup>13</sup>。仮に米国およびカナダからの輸入に限られるとしても、日本企業には米国とメキシコに子会社を設立しこれらの子会社間での物品の輸出入をしたり、あるいは米国子会社からのメキシコの企業向けの輸出をする企業が少なくないため、強制労働輸入規制はやはり重要であるといえる。

【メキシコ】  
弁護士 西山 洋祐

3 強制労働輸入告示の別紙1項。

4 強制労働輸入告示の2条5号および別紙1項

5 強制労働輸入告示の別紙1項

6 強制労働輸入告示の別紙1項反対解釈

7 強制労働輸入告示の別紙2項

8 強制労働輸入告示の別紙6項

9 強制労働輸入告示の別紙6項

10 強制労働輸入告示の別紙6項および7項

11 強制労働輸入告示の別紙1項反対解釈

12 [C029 - Forced Labour Convention, 1930 \(No. 29\)](#)の2条1項および強制労働輸入告示の2条7号

13 強制労働輸入告示の別紙1項は、輸入物品は強制労働の結果として生産されたものであってはならないと述べるにとどまり、輸入元については言及していない。

## II.【シンガポール】会社等におけるバーチャル／ハイブリッド方式の会議を可能にする法改正

### 1. はじめに

シンガポールにおいては、現在、新型コロナ暫定措置法(COVID-19(Temporary Measures)Act 2020)に基づき、新型コロナ感染拡大を最小限に抑えるため、電子的手段(＝バーチャルな方法)による会議の招集、開催及び実施を可能にする命令を首相が発することができる。既に発せられた命令の一つに、新型コロナウイルス暫定措置(会社、変更資本金会社、ビジネス・トラスト、ユニット・トラスト及び社債権者の会議の代替措置)命令(COVID-19 (Temporary Measures) (Alternative Arrangements for Meetings for Companies, Variable Capital Companies, Business Trusts, Unit Trusts and Debenture Holders) Order 2020)(以下「本命令」)があり、会社の株主総会、並びに、変更資本金会社(以下「VCC」)及び登録ビジネス・トラスト(以下「BT」)の受益者の総会等が適用対象となっている。世間がポスト・パンデミックに向かう中、2022年12月15日、法務省は、本命令を2023年7月1日に停止すると発表した。

法務省の発表を受け、会計企業規制庁(以下「ACRA」)及び金融管理局(以下「MAS」)は、本命令廃止後に、会社、VCC及びBTに対して会議を電子的手段で実施する選択肢を与えるための法改正に着手していることを発表した。

2023年2月9日、ACRA、MAS及び財務省は、会社、VCC及びBTに対して完全にバーチャル又は「ハイブリッド」な形態(＝バーチャル会議技術を使用しつつ、物理的な場所で行われる形態)で特定の会議を実施する選択肢を与えられるよう、会社法、変更資本金会社法(以下「VCC法」)及びビジネス・トラスト法(以下「BT法」)の改正案を定めた、ビジネス・トラスト及びその他企業体改正法案(Companies, Business Trusts and Other Bodies (Miscellaneous Amendments) Bill 2023)(以下「本法案」)に関する一般の意見を募るコンサルテーション・ペーパーを発表した。

上記コンサルテーションは、2023年2月20日に締め切られ、寄せられたコメントの要旨が近いうちにACRA、MAS及び財務省から発表される見通しである。

上記のシンガポールでの動きは、上場企業においてバーチャルオンリー株主総会の開催を法的に可能とする特例法を2021年6月に発効した日本政府の措置とも方向性を一にしているように見受けられる。もっとも、シンガポールにおける本法案の範囲は広く、非上場企業及びその他種類の企業体にも適用されるものである。

### 2. 本法案の対象

#### 2.1. 概要

本法案における重要な改正点は、以下の3点である。

- (1) 会社、VCC及びBTがバーチャル又はハイブリッドの方式で会議を開催する選択肢を明示的に認めた点。特に、会社においては、年次株主総会、臨時株主総会、創立総会、種類株主総会等につき、バーチャル又はハイブリッドの方式での開催が認められた。
- (2) 技術的な混乱、不具合及び停止により会議が無効になる場合を明確にした点。
- (3) バーチャル会議の規制に関して付随的な規則を制定する権限を首相に与えた点。

## 2. 2. バーチャル又はハイブリッド方式の会議の許容(上記(1))

本法案は、会社、VCC 又は BT が会議を開催する方法として、物理的な場所での通常の開催に加え、①物理的な場所でバーチャル会議技術を使用すること(=ハイブリッド方式)、及び、②バーチャル会議技術のみを使用することを規定している。本法案において、「バーチャル会議技術」は、「会議の開催場所に物理的にいなくとも、会議に参加できるようにする技術」と定義されている。

改正法が施行された場合でも、会社、VCC 又は BT は、バーチャル又はハイブリッド方式の会議を有効に実施できるよう設立関係書類(例えば、定款や信託証書など)を修正する必要はない。反対に、本法案によれば、バーチャル又はハイブリッドの方式の除外又は変更を希望する会社、VCC 又は BT については、設立関連書類を修正することで対応すべきことになる。

## 2. 3. バーチャル又はハイブリッド方式の会議が無効になる場面(上記(2))

現在、会社法及び VCC 法に基づく手続上の違反が発生した際には、シンガポール裁判所の命令により会議を無効にすることが可能である。しかし、手続上の違反は、定足数の不足又は通知若しくは時間の不備、不正若しくは不足を含むと広く定義されており、バーチャル又はハイブリッド会議中に技術的な混乱、不具合及び停止が発生する場面には対応していない。

本法案によれば、技術的な混乱、不具合及び停止が生じた場合であっても、シンガポール裁判所の命令では是正されない著しい不正を引き起こした又はそのおそれがあるとシンガポール裁判所が判断する場合を除き、会議は無効にならないことになる。

## 2. 4. 付随的な規則の制定(上記(3))

本法案によれば、首相は、使用するバーチャル会議技術の種類や制限又は義務付け、投票方法の制限及びバーチャル会議出席者の確認又は認証を課すこと等、バーチャル会議技術の使用を規制する付随的な規則を制定できることになる。

## 3. 改正法の影響

本法案は、会社、VCC 及び BT が希望する場合、設立関連書類を修正することなく、バーチャル又はハイブリッド方式の会議を引き続き実施できることを明確化したもので、新型コロナウイルスによるパンデミックにより一般的となったバーチャル又はハイブリッド方式の会議の定着を認めるものであり、有意義なものと評価される。

2023年7月1日に改正法が発効することを見据え、会社、VCC 及び BT は、設立関連書類を見直し、必要に応じて、特定の会議における電子的手段での実施を除外するか否か、また、改正法が自社にも適用されるか否か、を検討することが推奨される。

上記で述べたとおり、この改正はシンガポールの非上場企業にも適用されるため、シンガポールを拠点とする日本企業の多くにも関係するものであるから、十分に留意されたい。

【シンガポール】  
弁護士 高橋 玄  
弁護士 ジェスリン コー

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。  
弁護士 福家 靖成 ([yasunari.fuke@amt-law.com](mailto:yasunari.fuke@amt-law.com))  
弁護士 安西 明毅 ([akitaka.anzai@amt-law.com](mailto:akitaka.anzai@amt-law.com))  
弁護士 池田 孝宏 ([takahiro.ikeda@amt-law.com](mailto:takahiro.ikeda@amt-law.com))  
弁護士 高橋 玄 ([gen.takahashi@amt-law.com](mailto:gen.takahashi@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

---

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

[www.amt-law.com](http://www.amt-law.com)